

## 【質問票】

## SDGs 評価シート

	質 問	回 答
1	療育が必要な子どもというのはどのように判断するのでしょうか。診断がない（病名がない）子どもは支援は受けられないのでしょうか。	療育が必要かどうかの判断は、日常生活での様子等を聞き取ったのち、最終的には医療機関での行動観察や診察や心理士等が行う発達検査等の結果によることとなりますが、低年齢のうちにははっきりとした診断名が見つからない子どもも多くいます。子ども発達支援センターでは、子どもの社会や家庭での困りごとを解決するために、児童福祉法によらない事業（個別の指導訓練）や、ご相談の中で家庭内でも日常的にできる子どもへの声の掛けの仕方や接し方を指導する等、診断名が付かない場合であっても困りごとに寄り添った支援を行っています。
2	自閉症や障がいのある子どもの学級というのは、やはり病院からの診断がないとは入れないのでしょうか。	医師の診断書又は医師診察記録及び療育機関又は医療機関の作成による発達検査の結果等により当該児童生徒等の状況等を把握した上で、就学支援委員会において適切な就学先等を審議しております。
3	不登校児が増えているが、そういった学校に来れない（クラスに入れない）子どものために特別なケアはありますか。	学校へ登校できない児童・生徒のための教室として、教育支援センターに「ゆうゆう教室」を設置し、集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談及び適応指導等を行っています。また、学校にもゆうゆう教室にも行くことのできない引きこもりがちな児童・生徒に対しては、相談員が家庭訪問を行い、話し相手や相談相手、遊び相手となり、子どもの心をやわらげながら、社会適応のための自立を支援を行う「ゆうあいフレンド派遣事業」を行っています。また、民間のフリースクールに通っている児童・生徒もおり、学習支援を行っている NPO 法人に対して、運営費の一部を補助しています。